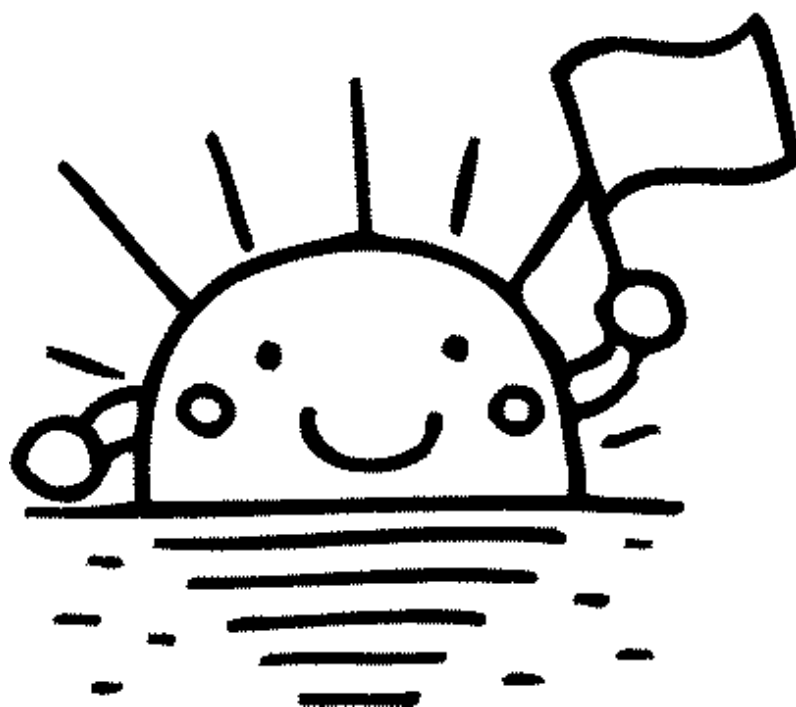


1. 草津市の乳幼児教育・保育の概要



(1)草津市の乳幼児教育・保育(公立保育所・幼稚園・認定こども園)



乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、その時期の教育・保育は人間としての生き方に大きく影響します。

乳幼児は生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達や社会性を身につけ、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。

このことをふまえて、本市では、下記の目標、めざす子ども像の実現に向けて取り組んでいます。

乳幼児教育・保育の目標 「心豊かでたくましく生きる子どもの育成」

めざす子ども像 *いのちを大切に子ども《健康・体力》

*よく考え、主体的に行動する子ども《学びの基礎力》

*人と豊かにかかわる子ども《豊かな人間性》



(2)入所・入園申込み

認可保育施設・公立幼稚園等に入所・入園するには、教育や保育の必要性を認定する「支給認定証(P4)」と、「入所(園)の申込」が必要です。支給認定の申請は、入所・入園の申込と同時に行なうことができます。

年度途中の施設の入所・入園の申込方法の概要は以下のとおりです。

① 認可保育施設等

認可保育施設等の年度途中の入所手続きは、各園および市役所隣さわやか保健センター2階幼児課で受け付けております。〆切は、入所希望月の前々月末日までとなっております。手続き方法は、保育所(園)・小規模保育施設・家庭的保育施設・認定こども園(保育認定)で共通となっております。詳細は、認可保育施設P7をご覧ください。

② 公立幼稚園等

公立幼稚園等の年度途中の入園手続きは、各園で随時受け付けております。新年度の平成31年度4月から入園を希望される場合についても、園ごとの募集となります。詳細は、公立幼稚園P37をご覧ください。

※いずれも転入予定で申込みの場合、転入予定先が確定している必要があります。

※平成30年10月30日より、マイナンバーカードを利用した電子申請サービスが始まります。自宅のパソコンなどから保育施設等の申請手続きが行えます。詳細はマイナポータルホームページ(<https://myna.go.jp>)をご確認ください。

《子どもの送迎について》

認可保育施設・公立幼稚園等の子どもの送迎については、保護者でお願いします。(公立幼稚園・公立認定こども園(教育認定)は原則として、徒歩または自転車をお願いします。)

(3)支給認定

① 支給認定証とは

幼稚園や認可保育施設で教育・保育を受けるために必要となる、「教育・保育の必要性」について、認定するものです。子ども・子育て支援新制度に基づき、幼稚園、認可保育施設などへの入所・入園を希望する場合に、住民登録のある市町村に申請すると、認定証が交付されます。認定の変更手続や入所（園）が決定した施設に提示するなど、必要な場合がありますので、大切に保管してください。 ※入所（園）を決定するものではありません。

② 支給認定の区分

支給認定は、子どもの年齢・利用を希望する施設の種類・保護者の状況（保育の認定事由P7）によって、1号認定・2号認定・3号認定のいずれかを受けることができます。支給認定の区分により、施設の利用可能時間（教育・保育時間）が異なります。（保育必要量P5（保育標準時間・保育短時間））

1号認定は教育認定です。

公立幼稚園や認定こども園（教育認定）での教育を希望する子どもが対象となります。認定期間は満3歳以上から小学校就学前までです。

2号認定・3号認定は保育認定です。

保護者の就労や疾病などにより、認可保育施設等での保育を必要とする子どもが対象となります。保護者の働き方などの状況に合わせて、施設の利用可能時間である保育必要量（保育標準時間・保育短時間）が決定されます。 ※ 保育の認定事由によって、認定期間が異なります。

2号認定 満3歳以上から就学前の子どもが対象となります。

3号認定 満3歳未満の子どもが対象となります。

《認定区分表》

主な施設	対象となる子ども	設定区分	教育・保育時間 (保育必要量)
公立幼稚園	満4歳以上の就学前の子ども	1号認定	教育標準時間
認定こども園	満3歳以上の就学前の子ども (原則、2号認定を除く)		
認可保育所(園) 認定こども園	満3歳以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	2号認定	保育標準時間 保育短時間
認可保育所(園) 認定こども園 家庭的保育施設(※) 小規模保育施設	満3歳未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	3号認定	保育標準時間 保育短時間

※ 家庭的保育施設の保育時間は、保育短時間のみです。

(保育標準時間認定の方も利用できますが、保育短時間での利用となります。)

③ 保育必要量とは

保育を利用する場合（2号認定・3号認定）は、保護者の働き方などの状況に合わせて、施設の利用可能時間である「保育必要量」が認定されます。

保育の必要量には、保育標準時間と保育短時間の2種類があります。

教育・保育時間	就労・就学時間	施設利用可能時間	備考
保育標準時間	120時間以上/月	11時間/日	主にフルタイムの就労相当の方
保育短時間	60時間以上/月	8時間/日	主にパートタイムの就労相当の方

※ 開園・閉園の時間は、施設により異なります。

※ 就労・就学以外の認定事由についても、保護者の状況に応じて「保育の必要量」が認定されます。

※ 就労・就学時間には、休憩時間も含まれます。

※ 保育標準時間の算定のみ、通勤時間も含まれます。

④ 保育の認定事由と認定期間

子どもを養育する保護者のいずれもが、次の1～10の「保育を必要とする事由」を備えるとき、その事由により必要な期間、認定を受けることができます。事由により必要な期間とは、その事由の開始日を含む月の1日から、終了日を含む月の末日までとなります。

事由ごとに必要な提出書類の種類については、P10の認可保育施設の「入所申込み手続きについて」を、各書類の受取場所や記入者、提出先についてはP51の一覧をご覧ください。

No	認定事由	認定期間	保育必要量	
			保育標準時間	保育短時間
1	就労	事由による必要な期間（120時間以上/月）	○	
		事由による必要な期間（60時間以上/月）		○
2	妊娠・出産	出産月を除いた産前2か月前から出産月を除いた産後6か月後まで	○	
3	疾病・障害	事由による必要な期間	○	
4	介護・看護		○	
5	災害復旧		○	
6	求職活動	3か月間		○
7	就学	卒業または終了予定日の属する月末まで	就労と同様	
8	虐待・DV	事由による必要な期間	○	
9	育児休業（取得時に保育利用していた場合）	育児休業取得期間 ※出産月を除いた産後6ヶ月後までは、「妊娠・出産」の事由で保育標準時間認定を利用可能です。		○
10	その他 ※市の処遇委員会において、認定された子どもを入所させる場合など	事由による必要な期間	内容により区分を決定	

- 保育標準時間認定に該当する方は、保育短時間認定を利用することもできます。
- 保育の認定事由に該当しなくなった場合、認定や入所の取消しや退所となる場合があります。
- 年に1回以上は現況の確認として、認定事由に該当していることを確認します。そのため、就労証明書などを提出していただく必要があります。
- 認定の事由によっては、兄弟姉妹で保育の必要量が異なる場合があります。

⑤ 認定区分（保育必要量）や事由、住所や氏名の変更

保育短時間から保育標準時間といった保育の必要量を変更する場合や住所や氏名を変更した場合などには、変更の申請が必要です。

(例) パートタイム→フルタイム（就労時間の変更による保育標準時間への変更）
 求職中 →フルタイム（事由の変更による保育標準時間への変更）
 フルタイム →求職中（事由の変更による保育短時間への変更）

支給認定変更申請書
兼現況届兼児童台帳

市内転居や氏名変更（認定証記載内容の変更）
 結婚・離婚・同居・別居等（世帯状況の変更）

申請内容変更届

認定にかかる変更の申請は、保育必要量に関係することから、できる限り早い時期に提出をお願いします。なお、変更後の認定期間の始期は、申請のあった月の翌月1日からです。

変更の事例		提出が必要な書類			備考
		認定変更申請書	申請内容変更届	添付書類	
認定区分の変更	保育施設を利用（希望）中に、幼稚園等の利用を希望する場合（2号→1号）	○	不要	なし	保育施設の利用（希望）を続ける場合は申請不要です
	幼稚園等を利用（希望）中に、保育施設の利用を希望する場合（1号→2号）				入所申込と同時に変更申請が必要です
保育が必要な期間の変更	求職活動⇔就労の変更	○	不要	就労証明書 または求職カード	
	就労→妊娠・出産			母子手帳の写し	
	妊娠・出産→育児休業			育児休業の期間、復帰予定日が明記された就労証明書	
	妊娠・出産→就労			就労証明書	
	育児休業→就労				
	就労期間の変更				
就労時間の変更		△	不要	就労証明書	※保育必要量の変更がない場合、変更申請書は不要です
就学時間の変更				就学を証明する書類 および 時間割の分かる書類	
世帯状況の変更	子どもの父母および同じ住所地に住む祖父母について、家族構成が変わるとき（結婚・離婚・同居・別居等）	○	○	結婚の場合は、追加になる人の認定事由が確認できるもの	
住所のみの変更		不要	○	なし	
氏名のみの変更		不要	○	なし	

※ その他、入所申請時の申請内容から、変更がある場合には、変更の申請が必要になる場合があります。